

ご案内

食品衛生実務講習会

地区別の講習会です。

※直接会場へおいで下さい。

対食品関係営業施設の営業者、食品衛生責任者

日・場①2月12日(水) ②南市民センターホール③2月14日(金) ④町田リサイクル文化センター研修室⑤2月26日(水) ⑥鶴川市民センターホール⑦3月5日(水) ⑧堺市民センターホール⑨3月11日(火) ⑩町田市民フォーラムホール、いずれも午後2時~4時

町田市民文化祭「春の催し」 町田市民美術展

絵画・工芸・書道等、公募した作品を展示します。

※直接会場へおいで下さい。

日 2月22日(土) ~ 3月2日(日)、午前10時~午後5時(入場は終了の1時間前まで)(2月24日は休館)

場 国際版画美術館企画展示室・市民展示室

※2月22日午後1時30分から絵画体験イベント「楽しく絵を描こう」、23日午後2時から書道の実演「席上揮毫」をエントランスホールで行います(見学自由)。

町田市民文化祭「春の催し」事務局・紅土会 ☎791・9202、町田市民文化振興課 ☎724・2184 FAX 050・3085・6554

町田市庁舎

個人向け見学会

対市内在住の方

日 3月17日(月) 午前10時~11時30分

定 25人(抽選、結果は郵送)

申 代表者住所・氏名・電話番号・参加人数(5人まで)を明示し、2月12日~23日に電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ。

町田聴課 ☎724・2102 FAX 050・3085・3127

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

町田市写真協会会員の皆さん

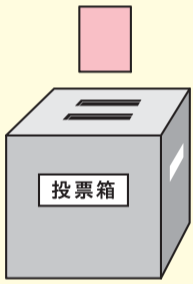
町田市議会議員選挙・町田市長選挙

この一票 町田市政の道しるべ (本選挙のキャッチコピー)

投票は2種類です

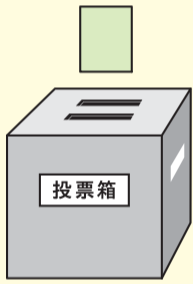
①町田市議会議員選挙

桃色の投票用紙に候補者名を記載して投票します。



②町田市長選挙

薄緑色の投票用紙に候補者名を記載して投票します。



「投票所入場券」をお送りします

「投票所入場券」は2月12日(水)から世帯ごとに封書でお送りします。期日前投票においでの際は、場所と期間をご確認下さい。

2月17日(月)までに「投票所入場券」が届かない方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせ下さい。



投票できる方・できない方

Table with 2 columns: 投票できる方 (Who can vote) and 投票できない方 (Who cannot vote). It lists eligibility criteria such as being registered in the town's voter register and age requirements.

ポスター掲示場を設置

候補者の選挙運動用ポスターを貼る掲示場を市内に505か所設置します。破損等ありましたら、選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

投票所変更のお知らせ

先日の東京都知事選挙から、第47投票区の方は、投票所が「忠生がにやら自然館」から「子どもセンターただON」に変更になりました。投票所入場券に添付の地図でご確認下さい。



期日前投票のご利用を

- List of information regarding advance voting, including dates (2/17-2/22), times, and locations. It notes that voters must bring their ballot and a sworn statement to the polling station.

●期日前投票所の一覧

Table listing advance voting locations (投票所) and their corresponding dates and times (投票期間).

町田市外で投票するには

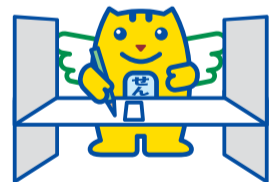
投票日に仕事や旅行などで町田市外に滞在される方は、あらかじめ投票用紙を請求いただくと、滞在先の選挙管理委員会事務局で不在者投票ができます。投票用紙の郵送等には日数がかかりますので、お早めに請求して下さい。

なお、不在者投票ができる場所・時間は滞在先の選挙管理委員会事務局にお問い合わせ下さい。右記のいずれかの方法で、投票用紙を請求するための「宣誓書(兼請求書)」を入手し、必要事項を記入のうえ、

身体の不自由な方などが利用できる

■点字投票 目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器が投票所にありますのでお申し出下さい。

■代理投票 手が不自由などの理由で自書することが困難な方は、代理投票ができます。投票所でお申し出下さい。



投票所には文鎮、老眼鏡、車椅子、コミュニケーションボードも用意しています。

■病院・老人ホーム等での不在者投票

投票日に病院や老人ホーム等の施設に入院・入所している投票所に出かけることが困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設であれば、施設内で票することができます。

指定施設であるかの確認、投票用紙の請求や投票方法については、病院や施設の事務室にお早めにお問い合わせ下さい。

■障がいのある方等の郵便等による不在者投票

自身で字を書くことができず、右表に該当する方は郵便等より自宅等で投票することができます(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度に該当すれば対象)。

郵便等投票を行うには、事前に選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。お早めにお問い合わせ下さい。

投票所への車での来所はご遠慮を

身体が不自由な方を除いて、車やバイクでの来所はご遠慮下さい。

なお、右記の投票所には駐車場がありません。ご注意下さい。

●期日前投票所

なるせ駅前市民センター、玉川学園コミュニティセンター(南町田リエゾン)、和光大学ポブリホール鶴川